

令和4年3月22日

各事業者の皆様へ

岩手県企業局

見積書及び請求書の押印省略について（お知らせ）

この度、岩手県企業局では、会計手続に係る提出書類の押印を見直し、見積書、請求書については、押印を省略できることとし、電子メールやファックスによる提出も可能となりましたのでお知らせします。

記

1 適用日

令和4年4月1日以降の提出分から対象とします。

2 対象

「見積書」及び「請求書」（下記3に該当しないもの）

※ 住所、商号・屋号等、代表者職名及び氏名については、これまでどおり記載願います。

3 対象外

契約書、入札書、請書、委任状は、対象外です。（押印継続）

法令・規則等により押印が定められているものは従前どおり押印が必要です。

4 その他

- ・ 押印を省略した場合、提出者本人からの書類であることを確認するため連絡する場合がありますので、連絡先（電話番号等）の記載をお願いします。また、押印を省略した見積書等を持参の場合、持参者の本人確認をさせていただく場合もあります。
- ・ この取り扱いは、あくまでも提出書類の押印を省略できることとするものであり、従前のおり押印した書類での提出も可能です。
（押印された書類については、電話連絡や本人確認は行いません。）
- ・ その他ご不明な点は、担当公所又は下記までお問い合わせください。

企業局経営総務室予算経理担当
電話 019-629-6376

見積書・請求書について

押印を省略して提出

できるようになりました。

電子メールやファックスによる提出も可能となります。

適用日 令和 **4** 年 **4** 月 **1** 日提出分から

押印省略時の留意事項

- ・提出者本人からの提出であることの確認のため、連絡先あて電話等で連絡させていただく場合があります。また、持参の場合、持参者の本人確認をさせていただく場合があります。
- ・法令、規則等により押印が定められているものは、これまでどおり押印が必要です。

その他

- ・契約書、請書、委任状は、対象外です。(押印継続)
 - ・従前のおり押印した書類での提出も可能です。(この場合、電話連絡による確認や持参の場合の本人確認は行いません。)
- その他ご不明な点は、担当公所又は下記までお問い合わせください。